

青森県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業認定協議会運営要領（案）

（目 的）

第1 青森県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱の規定に基づく青森県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業認定協議会（以下「認定協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2 審査会は次の事務を処理する。

- 1 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請に係る臨床調査個人表及び同意書の審査
- 2 その他、青森県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施にあたり必要と認める事項に係る検討、協議

（組織及び任期）

第3 認定協議会は、青森県肝炎治療特別促進事業実施要綱の規定に基づく青森県肝炎治療特別促進事業審査会と組織及び任期を兼ねるものとする。

（会議）

第4 審査会は毎月知事が招集する。ただし、やむを得ない事情により審査会を招集できないときは、各委員への持ち回りにより、審査を行うものとする。

- 2 会長は、会議の議長となる。

（庶務）

第5 審査会の庶務は、健康福祉部がん・生活習慣病対策課において行う。

附 則

この要領は、平成30年12月1日から施行する。